

平成29年第4回見附市教育委員会臨時会議事録

○招集日時 平成29年7月27日(木) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第42号 専決処分について 見附市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の制定について

議第43号 見附市子どもインフルエンザ予防接種助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第44号 平成30年度使用の教科用図書の採択について

○出席者(5名)

教 育 長	長 谷 川 浩 司
委 員	小 林 弘 武
委 員	武 田 一 夫
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 藤 義 章

○事務局出席者

教 育 部 長	長 谷 川 仁
教育総務課長	吉 原 雅 之
学校教育課長	阿 部 桂 介
まちづくり課長	曾 我 元
教育総務課長補佐	早 川 洋 介
学校教育課長補佐	糀 谷 正 夫

こども課長補佐 高藤 英紀

教育総務課主事 大塚 裕美

14時00分開会

教 育 長

只今より、平成29年第4回見附市教育委員会臨時会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小倉委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項 報告1. 6月市議会定例会一般質問について、を教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

今回の一般質問の通告では教育委員会関連で、佐野統康議員と池山議員、及び重信議員より質問がありました。その概要についてご報告します。

まず、佐野統康議員から、市内小中学校の冷房の設置状況について、学校へのアンケート結果や今後の整備方針についての質問がありました。アンケート結果は、小学校では特別教室への設置と校舎の改修要望が多くあり、中学校では3階普通教室への設置要望が全中学校よりあったこと、また、今後の整備方針として、国の交付金などによる財源確保を行った上で、中学校の3階普通教室と小中学校の音楽室及び図書室に順次冷房設備を設置していく旨を答弁しました。

次に、池山議員より子育て支援に関する各種質問がありました。はじめに、子育

て支援に対する取り組みについては、出生お祝い品「見附産おくるみ贈呈事業」や出産から育児までの切れ目ない支援を行う「ネウボラみつけ」、経済的な負担軽減を図る「給食費や医療費の補助」の取り組みを挙げ、今後も見附市子ども子育て支援事業計画に基づいた支援を推進していく旨を答弁しました。

次に、保育サービスの現況について、平成28年度、ネウボラみつけでは産前産後サポート事業で親子800組、産後ケア事業100件、発達支援相談事業200件に対応し、子育て不安の解消につながっている旨を答弁しました。

次に、現在社会福祉協議会を指定管理者とする地域保育園の運営方針について、国の方針では小規模保育の認可施設へ移行する方向の中で、第三次見附市公立保育園等民営化計画の策定に際して、統廃合を含めた地域保育園全体の方向性を決めていきたい旨を答弁しました。

次に、保育サービスに対する今後の取り組みについて、就学前児童の人口が減少傾向にある一方で、保育に対するニーズは多様化しているため、必要な家庭に必要な支援が届くよう保育サービスの提供と質の向上に努めていく旨を答弁しました。

次に、子どもの貧困対策として、市の奨学金の返還期間の延長や、特別制度として返還額の一部免除を行っている事、また、学習支援策として、放課後や休み時間での個別学習を実施したり、中学1年生を対象とした英検5級受験の補助、市内全校で実施しているコミュニティスクールの強みを生かしてキャリア教育を推進したりするとともに、丁寧な進路指導により支援をしていく旨を答弁しました。

次に、重信議員より中学校の学区に関する質問がありました。はじめに、中学校の学区再編については、全中学校の各学年で2クラス以上あり、学区の再編は検討する状況にはない旨を答弁しました。

次に、学区外就学についての見解について、現在の学区外就学認定基準に、新たに距離要件を追加し、指定された中学校よりも通学距離が近いところに他の中学校

がある場合、希望により近い中学校への通学を認めるという要件を追加し、来年4月から実施する旨を答弁しました。また、学区外から通学する生徒の地域とのつながりについて、自分が住む地域だけでなく、通学している中学校の教育活動を通じて、学校のある地域とのつながりや絆を培い、ふるさと見附を愛する子どもの育成に努めていく旨を答弁しました。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

小 林 委 員

冷房設備設置の完了見込は何年後か。

教育総務課長

中学校3階普通教室及び各小・中学校の図書室・音楽室の合計24教室への設置完了を現在の目標としています。来年度はそのうち12教室への設置を想定しているため、このペースで設置が進めば、2年程で現在の設置目標を完了できる見込みとなります。

小 林 委 員

先日、都道府県別の冷房設備設置率が発表された。都道府県により差があるようだが、要因はあるのか。

教育総務課長

発表によると、国平均の設置率は49%程となっています。都道府県別では、東京都が99.9%で全国で最も高く、東北地方・北海道は低くなっています。一方、四国地方等、隣接した県でありながら設置率の差が顕著な場合もあります。

冷房設置に関わる国からの交付金の交付率は1/3となっており、各自治体の負担が大きいところです。今後、各自治体の負担が減るような制度を国が提示すれば、

設置率も上がっていくものと思われます。

見附市としては、市の財政状況や他の施設改修等との兼ね合いを考え、優先順位をつけながら、冷房設備の設置を進めていきたいと考えます。

武 田 委 員

冷房設備設置に伴い電気料金が上がると考えられるが、どこが負担するのが。

教育総務課長

電気料金等のランニングコストは市が負担することとなり、それに対する国からの補助制度等はありませんので、全額を市が負担することとなります。

市で試算をしているところですが、契約電気容量を上げる必要があるため、基本料金の増額幅が大きくなるものと見込まれます。

教 育 長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教 育 長

日程第3 議第42号 専決処分について 見附市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の制定について、を議題といたします。教育部長より説明願います。

教 育 部 長

1ページをご覧ください。議第42号 専決処分についてご説明いたします。

次ページ別紙・専決第21号をご覧ください。見附市教育委員会個人番号の利用及び個人情報の提供に関する規則の制定について、平成29年7月3日付で専決処分いたしましたので、ここにご承認をお願いするものでございます。

最初に、本規則制定の趣旨について説明をさせていただきます。

既に、新聞報道等により、ご承知おきいただいておりますとおり、国や地方自治体などが所有を致します個人情報を、社会保障と税の共通番号であります「マイナンバー」で結び付ける「情報連携」の試行が7月18日よりスタートしております。

国からは、この試行期間を、概ね3カ月程度を経て、秋からは、この連携が本格運用に移行する予定であると通知を受けているところです。

見附市個人情報保護条例では、個人番号を利用する際には、あらかじめ制限を付し、個人番号を独自に利用する事務、利用又は提供を行う場合は、別途、規則の制定をもって、これを行うことができると定めております。

このことから、本条例の規定に従い、見附市教育委員会個人番号の利用及び個人情報の提供に関する規則を制定のうえ、国の進める情報連携による関係事務を実施させていただくものでございます。

次に、この教育委員会規則で定める事務について説明致します。

当該規則で規定を致します事務は、3件ございまして、別表をご覧ください。

第1項では、「見附市行政措置予防接種実施要綱別表2の予防接種の実施に関する事務」として、予防接種法に規定された予防接種以外で、市の判断により行政措置として実施する予防接種に要する事務を示しております。

第2項では、見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱第4条第2項の、「医療費助成申請内容に係る事実についての審査事務」を示しております。

第3項では、見附市就学援助費支給要綱第5条の「医療費を除く就学援助に関する受給資格の認定に係る事実についての審査事務」を示し、以上3件の事務を個人番号で結びつけ、所定の手続きを運用するものでございます。

これら3件の事務をマイナンバーで結びつけ、情報連携を行うことによって、予防接種など、公衆衛生の分野では、予防接種の履歴を大人になっても、本人が確認

でき、自らの健康管理に有益であること、また、転居の際の住民情報との紐づけが可能となることから、自治体間での予防接種履歴の情報管理・検索が确实・効率的にできるようになることが謳われております。

同様に、ひとり親家庭等の医療費助成に関する申請内容の審査、また、就学援助費受給資格の認定審査事務においても、この情報連携を行うことにより、転入・転出における当該申請者の個人情報の把握が可能となり、行政事務の効率化とともに、行政機関の相互連携による諸手続の簡素化が図られるものです。

附則といたしまして、本規則の施行期日を公布の日からと定め、平成29年7月3日から適用するものでございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に 議第43号 見附市子どもインフルエンザ予防接種助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、を議題といたします。教育部長より説明願います。

教 育 部 長

4 ページをご覧ください。

議第43号 見附市子どもインフルエンザ予防接種助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について説明致します。

本要綱は、子どものインフルエンザの発病や重症化を予防し、インフルエンザのまん延化を防ぐため、市内の子どもたちが接種を受けやすいよう、接種費用の一部を市が助成することについて、必要な手続き事項を定めたものでございます。

このたびの改正は、被接種者が、接種費用の助成を受けるために必要な申請様式を、別表様式のとおり改めるものでございます。

この様式を改めることにより、これまで、助成対象となる回数ごとに、申請を要しておりました書類を、1枚にまとめ、市民サービスの向上と業務の効率化を図ることが可能となるものと考えております。

附則と致しまして、施行期日を平成29年10月1日からと定めてございます。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に 議第44号 平成30年度使用の教科用図書の採択について、を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第44号 平成30年度使用教科用図書の採択について説明します。

7月14日に開催された「三条・加茂・見附・南蒲地区教科用図書採択協議会」において協議され、採択すべき教科用図書が決定しましたので、採択することに承認願います。

今回は、小学校の道徳の教科用図書の採択であり、教育出版の教科用図書を採択すべきと決定されました。

決定の主な理由として、1冊で構成されていて負担が少ないこと、学習の手引きに発問例が示されていて多様な指導方法を選択することができること、今日的課題である「生命の尊さ」「いじめ問題」「情報モラル」に関する教材が入っていることがあげられております。

小学校のその他の教科及び中学校の教科用図書は、前年度と同一のものを採択しなければならないこととなっておりますので、ご承知願います。以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定することにいたしました。

教 育 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これで平成29年第4回見附市教育委員会臨時会を閉会いたします。

14時25分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 若司

議事録署名委員

小倉美砂子